

# <記入例>

## 会社等勤務の場合

豊橋市公堂児童クラブ加入申込用

児童クラブ名	児童氏名	生年月日	新学年
今橋	豊橋 太郎	平成 30 年 10 月 1 日生	1 年
		平成 年 月 日生	令和7年度の学年 年
児童クラブ		平成 年 月 日生	年

※事業所記入欄は必ず就労先の事業所が記入してください。事業所に無断で作成や変更を行った場合は、児童クラブの利用を取消します。また、犯罪行為にあたるため、処罰の対象となることがあります。

### ※事業所記入欄

**事業所記入欄(太枠内)は、必ず勤務先で証明してもらうこと。**

就 労 者	住 所	豊橋市 今橋町1番地			
	氏 名	豊橋 一郎			
雇 用 の 形 態	常勤・パート・その他 (雇用期限が決まっている場合に記入)				
雇 用 開 始 日 (雇用期限)	平成20 年 4 月 1 日から (期限がある場合) 年 月 日まで				
就 労 時 間	平 日	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (実働 7 時間 00 分)			
	土 曜	9 時 00 分 ~ 15 時 00 分 (実働 5 時間 00 分)			
勤 務 し な い 日	日 ) 曜日 ・ 不定休 ・ その他 ( 祝 記入忘れに注意)				
加入条件審査項目のため、必ず記入 ※訂正は事業主が二重線を引き正しいものを記入	職務職	庶務事務			
	職務内容	前3か月の実績(実績がない場合、今後3か月の見込)			
		11月分	10月分	9月分	8月分
		19日	17日	20日	18日
土曜日の出勤日数	1日	3日	0日	1日	
就 労 者 の 勤 務 先	所在地	豊橋市吉田町148番地			
<p style="color: red; font-weight: bold;">保護者による記入と判断した場合、市役所(児童クラブ)から事業所へ、事業所による記入であるかどうかの事実確認を行います。また、再提出依頼を保護者へいたします。</p>					
事業所名	株式会社 今橋総合サービス				
事業主(雇主)役職・氏名	役職	代表取締役	氏名	今橋 裕也 ☎ ○×-2345	
担当者※	部署	総務課	氏名	豊橋 一郎 ☎ ○×-1234	

※事業主(雇主)以外が記入した場合、担当者の部署名、氏名、連絡先をご記入ください。

(事業主の方へ)

- この書類は児童クラブ加入申込みの際必要ですので、就労状況について証明をしてください。
- 事実確認や適性な管理のため、市より就労状況等について確認の連絡をすることがあります。
- 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。
- 就労日や時間が不規則な場合は、シフト表の提出を依頼することがあります。

<記入例>

自営業の場合

豊橋市公営児童クラブ加入申込用

児童クラブ名	豊橋 太郎	生年月日	新学年
今 橋 児童クラブ	豊橋 太郎	平成 30 年 10 月 1 日生	1 年
		平成 年 月	令和7年度の学年 年
		平成 年 月 日生	年

家業（自営業・農業等）従事申告書

①

同一・同一敷地内別棟の場合は理由を記入

業種	とよはし 飲食業	代表者氏名	愛知 太郎
事業所所在地	橋市今橋町222番地 (電話番号) 〇X-1234		
住居との関係	同一・同一敷地内別棟・居住外・その他 ( )		
営業時間	8時00分～19時00分		定休日 (日) 曜日

同一・同一敷地内別棟の場合は、家で子どもをみることが出来ない理由 (営業時間中は常時、接客があり、子どもをみることができない。)

②農業等

主な就労場所 (町名)	定休日 ( ) 曜日
作物名 (耕作面積)	例;米(50アール)、白菜(10アール)
畜種名	頭数等
その他	数等

従事している全員を記入

従事者

氏名	続柄	就労時間 (実働時間)	就労日数 (月当たり)	就労開始日
豊橋 一郎	父	8時00分～19時00分 (10時間00分)	25日	平成23年2月1日
豊橋 吉子	母	8時00分～16時00分 (7時間00分)	25日	平成23年2月1日
	祖父	時 分～時 分 (時間 分)		日 月 日
	祖母	時 分～時 分 (時間 分)		日 月 日
		時 分～時 分 (時間 分)		日 月 日

記入忘れに注意

従事者のうち、代表者が署名してください。

上記のとおり家業に従事していることを申告します。

令和 6年 11月 1日

従事代表者氏名

愛知 太郎

確認のため市役所から連絡をさせていただきますことがあります。

記載。作物の種類により年間通しの加入で

裏面あり(農業の場合の書き方)

2 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。

<記入例>

農業の場合

豊橋市公営児童クラブ加入申込用

児童クラブ名	児童氏名	生年月日	新学年
今橋 児童クラブ	愛知 花子	平成 29 年 12 月 1 日生	1 年
		平成 年 月 日生	年
		平成 年 月 日生	令和7年度の学年

家業（自営業・農業等）従事申告書

①自営業

事業所名	代表者氏名
業種	事業開始日 昭和・平成 年 月 日
事業所所在地	(電話番号)
住居との関係	同一・同一敷地内別棟・居住外・その他( ) (同一・同一敷地内別棟の場合、家で子どもが )
営業時間	時 分 曜日

年間利用の場合、作物は年間通したものであること。

家庭菜園程度の内容では就労と認められません。

②農業等

主な就労場所(町名)	豊橋市今橋町	定休日	(不定休) 曜日
作物名(耕作面積)	白菜(30アール)、米(50アール)、スイカ(20アール)	例;米(50アール)、白菜(10アール)	
畜種名	頭数等		
その他	数等		

従事している全員を記入

記入忘れに注意

加入条件審査項目のため、必ず記入

従事者

氏名	続柄	就労時間(実働時間)	就労日数(月当たり)	就労開始日
愛知 豊一	父	9時00分～17時00分(7時間00分)	20日	平成 20年 10月 1日
愛知 豊子	母	9時00分～17時00分(7時間00分)	20日	平成 23年 4月 1日
愛知 良男	祖父	9時00分～16時00分(6時間00分)	20日	昭和 35年 4月 1日
愛知 芳子	祖母	9時00分～16時00分(6時間00分)	20日	昭和 35年 4月 1日

農業等の場合、開始日をわかる範囲で記入

従事者のうち、代表者が署名してください。

上記のとおり家業に従事している。

令和 6年 11月 1日

従事代表者氏名

愛知 豊一

記入上の注意

- 1 作物名等は収入を得ている主なものを記載。作物の種類により、クラブ加入期間が異なる(稲作であれば、4～10月がクラブ加入期間。年間通しの加入であれば、年間通し)。
- 2 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。

確認のため市役所から連絡をさせていただきます。